

第4回水道料金等審議会 会議録

- 会議の名称：第4回甲府市水道料金等審議会
- 開催日時：平成20年8月6日（水）午後2時00分～午後4時00分
- 開催場所：甲府市上下水道局 3階大会議室
- 出席委員：平山公明委員、風間ふたば委員、濱田一成委員（会長）、小林清委員（副会長）、尾崎愛太郎委員、小林宏委員、佐野哲夫委員、萩原寛委員、堤多美子委員、牛奥久代委員、横山みどり委員、神宮寺聡委員、長田保雄委員、秋山洋子委員、神宮寺求子委員、前島岩根委員、矢崎温子委員

欠席委員：田中茂樹委員、渡辺恭史委員、斉藤隆夫委員

- 傍聴者数：0名

■ 次第

- 1 開会
- 2 報告事項
- 3 議事
 - (1)経営状況について（その2）
 - (2)料金等のしくみについて
 - (3)料金等の水準について
 - (4)その他
- 4 事務連絡
- 5 閉会

■ 審議内容

- (1)経営状況について（その2）

事務局から資料「経営状況について（その2）」を説明する。

【会長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か、ご質疑、ご意見等は、ございませんでしょうか。

【委員】

水道料金を2ヶ月に一度集金しているということですが、生活に関連するいろいろなものが上がっている今、2ヶ月の料金を滞納した人が、2度滞納すると4ヶ月分になるということになります。これは非常に大変なことですし、滞納整理をする人にとっても非常に大変なことだと思います。電気料とか電話料など、いろいろなものは、私の知っている範囲、毎月払いになっています。

水道料金について、2ヶ月に一度の集金というのは、何か根拠があって行っているものなのでしょうか。

もう一点は、未収金についてです。決算をいつやられているかわかりませんが、検針は確か、奇数月3月だと思います。そうすると、それが反映されるのが5月で、4月分は入らないということになり、その分は未収金になってしまうということです。素朴に考えて、水道料金を毎月払いにすれば、未収金の合計が少なくなりますし、バランスシートに綺麗な数字が並ぶようになるのではないかと思います。

【事務局】

まず、水道料金を2ヶ月に一度徴収する根拠ですが、基本的には、水道料金は毎月徴収する、ということになっております。しかし、「甲府市水道事業給水条例」の中で、「管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの検針を行い、その使用水量をもって定例日の属する月分及びその前月の水量料金を算定することが出来る。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。」という規定があります。これに則り、メーターの検針を行い、それを基に料金を請求する月は、その地域によって奇数月、偶数月となっております。

したがって、未収金というのは、決算を行う3月31日で必ず整理がつく、というものではございません。

【事務局】

また、経費の面から申しますと、平成19年度における検針業務委託料、これが約5,600万円かかっております。検針を毎月行うことになると、経費が倍額になってしまいます。

その他、1ヶ月に一度集金される電気代、ガス代等に比べますと、2ヶ月に

一度でも水道料金は安いという面もございます。

【委員】

減価償却についてですが、定額法や定率法とかあると思いますが、どういったやり方で行っているのか。どういうものは、何年とか、説明をお願いいたします。

【事務局】

固定資産の減価償却の方法についてですが、定額法で行っております。

「地方公営企業法施行規則」の規定に基づいて償却をしております。耐用年数ですが、例えば、配水管は40年、建物は50年などとなっております。

【委員】

減価償却費についてですが、通常、経年設備の年数が経ってきますと、償却費も少なくなってきました。その中で、施設の修繕を行って設備を維持していく、そういった流れになっていると思います。

「甲府市上下水道事業経営計画2008」の財政収支見通しを見ますと、減価償却費等の項目は、減価償却費以外になにかあるのかと思います。いずれにしましても、水道も下水道も、減価償却費がずっと上がって行く計画になっているのは、どうしてなのでしょう。

建設費・修繕費に対する考え方が、水道事業は、ちょっと違うのかなとも思います。水道の使用量・消費量が減っていく中で、減価償却費をどんどん増加させていく計画というのは、どのようなものなのか、疑問に思いましたので教えていただきたいと思います。

【事務局】

まず、「減価償却費等」となっております「等」につきましては、「資産減耗費」が入っております。

「資産減耗費」とは、耐用年数に達する前の資産が、機能的に本来の使用に耐えなくなった時等に、その資産を処分しなければなりません。その時に処分する資産の残存価格を除却する費用でございます。

例えば、毎年、水道管の取替えをしております。残存価格のある管をそのまま使うということではなく、取替えます。特に下水道に関連する工事については、そういう処置をとることが多くなっております。減価償却費等が年々増加していくのは、施設更新に伴い、40年前の価格で建設したものを現在の

価格で建設するためです。

【会長】

他の委員の方は、よろしいでしょうか。

【委員】

意見なし

(2) 料金等のしくみについて

【会長】

それでは、次に、「(2) 料金等のしくみについて」事務局より、説明をお願いいたします。

【事務局】

「(2) 料金等のしくみについて」事務局から資料に基づき説明する。

【会長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんか。

【委員】

料金について、応分の負担という考え方をとっていることを理解いたしました。説明の終わりの方で、甲府の場合には、二部料金制を採用しており、大部分の事業者がその制度を採用しているとのことですが、その二部料金制を採用していない事業者の数は、どのくらいあるのでしょうか。

また、二部料金制以外の料金体系には、どのようなものがあるのか、教えていただきたいと思います。

【事務局】

「二部料金制」以外には、「定額料金」や「従量料金」のみの、料金体系である「一部料金制」があります。これは、簡易水道や小規模水道に多い料金体系です。「二部料金制」の中にも、使用する用途やメーターの口径別に、基本料金が異なる体系や、水量料金単価が均一となっている「単一制」、段階的に高くなる「逦増制」、段階的に安くなる「逦減制」があり、様々な組み合わせにより料金体系は異なっております。電気、電話、ガスなど多くの公共料金が「二部料金制」を採用しています。

次に、「二部料金制」を採用していない事業者の数ということですが、

今、資料を用意していませんので、次回に、説明させていただきたいと思います。

【委員】

まず、1点目としまして、グループ分けのところで、水道料金と下水道使用料の区分けがありますが、下水道使用料の方が、細かく区分されています。また、区分けの1～10 m³までは、水道料金と下水道使用料は同じですが、その次からが連動していません。どうしてそうなっているのか素朴な疑問ですが、お願いします。

次に、「二部料金制」の説明のなかに、「基本水量なし」という言葉が出てきましたが、この意味が、よく理解できないので説明をお願いします。極端な話になりますが、例えば、ぜんぜん水道を使わなかった人も、基本料金を払ってください、ということでしょうか。

【事務局】

1点目のグループ分けの区分についてですが、水道料金は、少量使用者と大量使用者については、口径別の基本料金で金額の格差をつけていますので、水量料金の区分は、少なく設定する場面が多くなっています。

一方、下水道使用料は、使用者による基本料金の格差がありませんので、水量料金の区分を細分化し、累進的に大量使用者との負担配分を行っています。このためグループの区分に違いがあります。

次に、「基本水量なし」についてですが、基本料金には、一定量の水量までは定額となっている「基本水量のある」体系と、「基本水量のない」体系があるということから、「基本水量なし」という表現をしております。

「基本水量のある」体系は、一般家庭において一定の範囲内で水使用を促し、公衆衛生の水準を保つ目的で、水道の普及時代に多く採用された体系であり、使っても使わなくても一定量までが定額となっています。「基本水量なし」は、先ほど、委員さんのご質問のように、使用水量が0 m³でも、基本料金は、払っていただくことになります。

【委員】

「固定費」というのは、借金の返済額、減価償却費ということですね。甲府市と同程度の規模の都市、人口 20 万人から 30 万人の都市を考えた場合、甲府市は、市民一人当たりの借金返済額、一人当たりの減価償却費というのは、他の都市に比べて高いのでしょうか。

甲府の状況というものがあ程度イメージ出来るかと思しますので、そういったことが分かればいいな、と思います。

【事務局】

甲府市民一人当たりの借金ですが、水道につきましては約 49,800 円、下水道につきましては、一人当たり約 382,000 円となっております。

他都市との比較は、手元にございませので、改めて、資料を提出させていただきます。

【委員】

今の金額は、毎年返済している額という理解でよろしいでしょうか。

1 年間に、これだけの金額を払っているということでしょうか。

【事務局】

平成 19 年度末の借金の残高を、人口で割ったものです。

【委員】

毎年、借金の返済額というのは、いくらかあるわけですね。それが、毎年同じくらいか、というのは分かりませんが、今年はいくらで、来年はいくらで、というような、そういう値があると思います。借金の返済額、あるいは減価償却費が、一人当たりどのくらいあるのかを伺いたかったんです。先ほどの金額は、全部の借金ということですね。

【事務局】

今、お答えした金額というのは、平成 19 年度末の借金の残額を人口で割ったもので、委員さんがおっしゃる意味のものではありません。

1 年間の一人当たりの返済額につきましては、手元に資料がございませんので、改めて提出させていただきたいと思っております。

【会長】

他の委員の方は、よろしいでしょうか。

【委員】

意見なし

(3) 料金等の水準について

【会長】

それでは、次に、「(3) 料金等の水準について」事務局より、説明をお願いいたします。

【事務局】

「(3) 料金等の水準について」事務局から資料に基づき説明する。

【会長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんか。

【委員】

基本水量を設定しているところと、設定していないところがあるようです。

甲府市の下水道の場合、基本水量を設定していないと理解しましたが、基本水量を設定する場合、設定しない場合の、お金の取り方の考え方の違いがあるのでしょうか。

また、甲府市は、どのような経緯で基本水量を設定していないのでしょうか。

【事務局】

基本水量を設定している場合は、水を使わない方からも、10 m³使用した場合と同じ使用料を徴収できることから、経営の安定には寄与する反面、少水量使用者においては、節水努力が使用料に反映されないと考えております。

甲府市では、下水道使用料においては、平成4年の改定以前は、水量料金のみで、基本料金は設定しておりませんでした。また、平成4年の基本料金を設定した時点から、基本水量は設定しておりません。

【委員】

前回の料金審議会は、どのような内容のものだったのでしょうか。

【事務局】

前回の審議会は、水道と下水道とは、別々に行っておりました。

水道におきましては、平成4年に審議会を開催して平成5年に値上げ、下

水道につきましては、平成7年に審議会を開催し、平成8年に値上げの改定を行いました。

【委員】

下水道の使用料で、水道水と湧水の料金設定の差があるということでした。基本的に、下水道を使用しているということであれば、水道水と湧水に違いはないと思うのですが、なぜ、湧水を低く料金設定してあるのでしょうか。

また、水道料金の設定の違いにおける基本的な考え方は分かりましたが、甲府市の料金設定の特殊要因、甲府市の特性、特別な要因を説明してください。

【事務局】

湧水を使用した場合の使用料が、水道水を使用した使用料と異なっている理由についてですが、昭和51年の改定以前は、水道水使用も水道水以外を使用した場合でも、同じ料金体系をとっておりました。

昭和51年の改定時に、別の体系とした理由ですが、家庭の井戸については、地域の防災対策、公衆浴場については、住民の衛生面の問題から、その他、工業団地への企業を誘致するために、有利な条件として設定したのではないかと考えております。

また、甲府市の水道料金設定の特殊要因につきましては、急激に増大する水需要を満たすために、甲府市自体に水源がなかったため、他の自治体に水源を求める、ダムを築造するなど、地下水の豊富な県内の他の事業体とは、水源関係経費が異なることが挙げられます。

それから、施設拡張の事業費を高金利な企業債に依存しなくてはならなかったため、支払利息が多額であったこと、さらには、他の事業体に比べて、一般会計からの繰入金が少ないということなど、甲府市の特徴的な要因と考えております。

【委員】

他の都市との比較等、グラフなどで非常にイメージしやすく、分かりやすかったです。今までの甲府市の料金改定について、具体的な内容を教えてください。

【事務局】

「水道事業年報」と「下水道事業年報」を最初にお配りしましたが、そちらをご覧ください。

水道につきましては、口径別基本料金と水量料金に分けた大きな改定が行われたのが、昭和50年の段階です。その時点では平均89.2%アップ、昭和53年には30.39%アップ、昭和56年には29.84%アップ、昭和60年には24.84%アップ、平成元年には8.26%アップ、平成5年には8.83%アップと値上げの改定を行ってきましたが、平成14年につきましては1.82%ダウン、値下げの料金改定を行っております。

下水道につきましては、昭和51年に水道料金比例制から水道水の使用量に対応する体系に改定して以降、昭和56年には58%、昭和60年には43.9%、昭和63年には34.75%、平成4年には29.66%、平成8年には16.1%、全て毎回値上げという内容で料金改定を行っております。

【委員】

最近の日本経済新聞に出ていました。水道料金の割高な事業者が、料金の割安な事業者と事業統合し、水道料金の引き下げを行う、というような内容だったと思います。甲府市では、そういった事業統合、広域化というような話題は出ているのでしょうか。

【事務局】

甲府市の水道事業につきましては、その給水区域は、行政区域と異なっておりまして、もともと甲斐市（旧敷島町）、中央市（旧玉穂町）、昭和町を含む広域的な運営となっております。

全国の事業者では、県営と市営による事業統合、広域化というような議論も出ておりますが、現段階では、甲府市においては、そのような具体的な考えはございません。

【委員】

10年くらい前の料金改定を行った時には、その料金で、ある程度賄えるということを前提に料金を設定したのだと思います。その時と現在では、いろいろと事業を取り巻く状況が変化していると思いますが、具体的にどんなことがあるかお伺いしたいと思います。

例えば、原油の値段が上がったとか、事業を取り巻く状況の大きな変化は、

あったのでしょうか。

【事務局】

水道料金や下水道使用料は、使用者の日常生活に密着しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましいところです。しかし、経済の推移、需要の動向などによる原価把握の妥当性、期間的な負担の公平性、経営状況等を考慮して、3年から5年を基準に期間を設定しております。

また、予想されていない物価の変動や事業計画の変更などの見地から、適時適切な料金改定が必要となります。

上下水道事業を取り巻く環境が、具体的に何らかの値段の影響により大きく変化しているということはありませんが、地方公共団体が厳しい財政運営を求められる中で、地方公営企業は、経営の健全化や効率化等、経営基盤を強化することが必要です。こうしたことから、昨年、上下水道局の発足とともに、向こう10年間を見据えた「甲府市上下水道事業経営計画2008」を策定いたしました。この計画は、第2回審議会でご説明したとおり、これからの上下水道事業のあるべき姿と目指す方向性を明らかにするため、経営方針実現のための主要施策及び財政収支見通しを示した内容となっております。前回までの料金改定時と状況が大きく違うのは、この経営計画2008を推進するにあたって、適正な水道料金、下水道使用料を議論していくことだと考えております。

また、下水道使用料につきましては、未賦課の問題がありまして、長期間にわたり改定を行ってきませんでした。このことも前回と、状況が違う点であると思います。

【会長】

他の委員方は、よろしいでしょうか。

これまで、いろいろと事務局から説明を受けてきたわけですが、何か全体的に、ご質問等があれば、お受けいたしますが、いかがでしょうか。

【委員】

以前、新聞に甲府市の事業を評価する団体から「下水道事業に不適切な部分がある」というような指摘を受けた記事があったと思います。その記事のコピーをいただけたらと思います。

また、水道事業に関しては、過去に、そういった団体から、何か指摘を受けていることはないでしょうか。

【事務局】

委員さんがおっしゃっている記事は「甲府市事務事業外部評価委員会が本年度の外部評価の報告書を市長に提出した」という記事のことだと思います。この委員会からは、一般会計から下水道事業会計への基準外繰出金について「好ましくない」という評価をされています。

水道事業では、過去も現在も、何か指摘をされている、ということはございません。

【委員】

水道については、平成14年に1.82%の値下げをして、それを平成20年度まで引っ張ってきているとのこと。下水道については、平成8年に値上げをしてから、未賦課問題等で料金改定が出来ず、ずっとそのままのことです。

ちょっと、先走りかもしれませんが、基本料金が全国的にみても、県内の中でも安いということもありますし、適正な水道料金、下水道使用料というのをどのように考えているのでしょうか。もし、考えがあるようなら「適正」というのは、どの程度を考えているのか。ちょっと、早いかもしれませんがお示しください。

【事務局】

これまでの審議会の中で水道料金、下水道使用料について、また、水道事業、下水道事業の課題、状況等をご説明してまいりました。

次回の審議会からは、審議会として、料金等の見直しの論点を整理させていただきまして、それを目安として「適正な料金等」について考えていただきたいと思っております。基本料金の問題についても、その中で審議していただいて、見直しの方向性を探っていきたいと考えております。

【委員】

「甲府市上下水道事業経営計画2008」の中に「大口使用者の水道離れ」というようなフレーズがあったと思います。水道を離れて、どうするのだろうと疑問に思います。これは、どのような意味か、どういった理由で大口使用者が離れていっているのか、教えてください。

【事務局】

「大口使用者の水道離れ」というのは、水道料金の経費節減から、自己防衛のために地下水を掘りまして、トイレの水等に使用している大口使用者が、昨今、見られるということです。

【会長】

他の委員方は、よろしいでしょうか。

では、次に（4）その他に移ります。

（4）その他

【会長】

委員の皆さまの中で、本日、何か審議のご提案等ございましたら、お願いいたします。

【委員】

意見なし。

【会長】

それでは、これで、次第3「議事」は、終了とさせていただきます。